

## 学校経営のポイント

### “医師の殺人容疑逮捕事件”を教訓とする

若井 彌一

12月5日の新聞報道によれば、神奈川県警は、川崎協同病院（川崎市）の入院患者（男性・58歳）が筋弛緩剤の投与を受けて死亡した事件について、元同病院の主治医であった医師（女性・48歳）を逮捕したという。

#### 医師の“基本的任務”と“努力義務”

医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することを基本的任務としている（医師法第1条）。このような任務を有する医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない（同法第2条）。免許を与えたときは、厚生労働大臣は、医師免許証を交付する（同法第6条第2項）。医師でなければ、医業をなしてはならない（同法第17条）。

さて、研修医としての2年間の勤務を経験して一人前になった医師の職務内容に関する専門的裁量性は、相当広範囲である。

医療法という法律によって、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、（中略）医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない」（第1条の4第1項）、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない」（同条第2項）という、一般的努力義務を負ってはいるものの、具体的な職務内容は各医師の専門的見識と技術にゆだねられているところが大きい。

重篤な病状にある患者に対して、具体的にどのような医療的処方を施すのかは、医師にゆだねられて

いる専門的裁量である。しかし、その場合に、前記の医療法第1条の4第1項と第2項の一般的努力義務に拘束される。医療法のこの努力義務規定は、いわば医師等の医療関係者の職務倫理を明らかにしたものであり、この規定違反者に対する罰則は規定されていない。

今回の元川崎協同病院医師の逮捕は、医療法違反の疑いによるものでなく、刑法第199条に定める殺人の疑い（容疑）によるものである。この「殺人」の疑いについては、患者が死亡して約3年も経過した去年の10月、同病院内の「内部告発」で表面化し、その後は、病院が今年4月になり事件を公表したことから、マスコミが大きく取り上げてきた。今後の成行きに注目したい。

#### 教員と医師の“職務倫理の類似性”

教育の場合、教員の基本的任務は教育基本法第6条第2項で「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し」云々と、きわめて抽象的な表現でしか規定されていない。学校教育法第28条の規定にも、職務倫理的な観点を盛り込んだ表現は用いられていない。しかし、臨床的任務を負うという基本的立場は、医師の場合と共通するものがある。

今回の医師逮捕事件を教訓として、教育関係者は九分九厘可能性がないと思われても、残りの一分にこそ可能性を見出そうと、あらゆる知識と技術等を投入することの重要性を改めて自覚する機会としたい。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授）

■好評発売中！ 資料CD添付／定価 2730 円■

教職研修‘02 情報版

●12月の新刊ご案内●

最新刊！ 注文受付中〈刊行日即日発送します〉

教育開発研究所刊

★通知票への記入にも生かせる 新しい評価の理解と所見欄への豊富な記入文例！

【監修】高野尚好（帝京大学教授・元筑波大学教授）A5判 200頁・定価 2100円

小学校『新指導要録の記入文例』（12月24日刊）

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）